

令和 8 年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金  
(障がい福祉施設等分) 支給要綱

(目的)

第 1 条 県は、医療・介護・保育施設、公衆浴場等において、エネルギー・食材価格高騰の影響により費用負担が増大している一方、収入は公定価格で決められているなど、高騰分を直ちに価格転嫁することが困難な状況を踏まえ、当該施設を運営する事業者等に対し、予算の範囲内で医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（以下「応援金」という。）を支給するものとし、その支給に関してはこの要綱に定めるところによる。

(事務局の設置)

第 2 条 知事は、前条の目的を達成するため、医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金事務局（以下「事務局」という。）を設置するものとし、応援金の支給に必要な事務は事務局が行う。

(支給の対象事業者)

第 3 条 応援金の支給の対象事業者は、令和 8 年 4 月 1 日時点で、所在地が島根県内にある別表の対象施設等（休止中の施設・サービス種別を除く。）を運営する事業者等とする。

(支給額の算定方法)

第 4 条 応援金の支給額は、別表の支給対象施設等に応じた支給額により算定した額とする。  
2 応援金の支給は、別表の区分ごとに 1 回限りとする。

(支給の申請方法)

第 5 条 応援金の支給の申請は 1 施設等につき 1 回とし、応援金の申請を行う対象事業者は、支給申請書（別記様式、別記様式別紙）を知事に提出するものとする。

(申請の期間)

第 6 条 応援金の支給の申請期間は、事務局が応援金の受付を開始した日から令和 8 年 8 月 13 日までとする。

(不支給要件)

第 7 条 申請書を提出した対象事業者であっても、次の各号のいずれかに該当する者に対しては応援金を支給しない。

- (1) 虚偽の申請をした者
- (2) 島根県暴力団排除条例（平成 22 年島根県条例第 49 号）第 2 条第 1 号の暴力団又は同条第 3 号の暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業（同条第 13 項に規定する接客業務受託営業をいう。）を行う者
  - (5) 島根県税を滞納している者
  - (6) 前各号に掲げる者のほか、本応援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと知事が認める者
- 2 応援金を支給しないことを決定したときは、申請書を提出した対象事業者に通知するものとする。

（支給の決定等）

- 第 8 条 知事は、提出された支給申請書の記載事項等について、記載漏れ、表示の錯誤、添付書類の不備等がないか点検し、適正なものであると認めた場合はこれを受理する。
- 2 知事は、受理した支給申請書について、本要綱に基づき審査し、応援金を支給すべきと認めたときは、応援金の支給を決定し、申請者に通知する。

（応援金の支給）

- 第 9 条 知事は、前条の規定による支給の決定後、申請者に対し応援金を速やかに支給するものとする。

（申請の取下げ）

- 第 10 条 申請者は、支給の決定が行われるまでの間は、当該申請を取り下げることができる。

（決定の取消し）

- 第 11 条 知事は応援金の支給を受けた者（以下「応援金受給者」という。）が第 7 条の規定による応援金の不支給要件に該当することが判明したとき又は応援金の支給の決定の内容若しくはその他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したときは、応援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（応援金の返還）

- 第 12 条 知事は、前条の規定により応援金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に応援金が支給されているときは、期限を定めて、当該応援金の返還を命ずるものとする。

（返還加算金）

- 第 13 条 応援金受給者は、前条の規定により応援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る応援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該応援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、応援金受給者の納付した金額が返還を命ぜられた応援金の額に達するまでは、納付した金額は、当該返還を命ぜられた応援金の額に充てられるものとする。

3 知事はやむを得ない事情があると認めるときは、応援金受給者の申請に基づき、加算金の全部又は一部を免除することができる。

(公表)

第 14 条 知事は、不正受給その他の不正な行為があると認めるときは、申請者の名称、代表者名、応援金の内容等について公表することができる。

(申請内容の情報提供)

第 15 条 知事は、公益上特に必要があると認めるときに限り、国その他の関係機関に対し、個人情報を含む申請内容を提供することができる。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この応援金の支給に関して必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 7 月 3 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 6 月 2 6 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 8 年 5 月 1 2 日から施行する。

【別表】（第3条関係）

施設区分	施設・サービス種別	定員区分	支給単価（円）	備考
I. 入所系 障害者支援施設	施設入所支援	うち30人未満	224,000	併設サービスの定員数を含む
		うち30人以上50人未満	336,000	
		うち50人以上100人未満	504,000	
		うち100人以上	672,000	
障害児入所施設	障害児入所施設等（福祉型）	うち30人未満	224,000	
		うち30人以上50人未満	336,000	
	障害児入所施設等（医療型）	うち50人以上100人未満	504,000	
		うち100人以上	672,000	
II. 訪問系 障害者	居宅介護		56,000	
	重度訪問介護		56,000	
	同行援護		56,000	
	行動援護		56,000	
障害児	保育所等訪問支援		56,000	
	居宅訪問型児童発達支援		56,000	
III. 通所系 障害者	生活介護		56,000	
	自立訓練（生活訓練）		56,000	
	自立訓練（機能訓練）		56,000	
	就労移行支援		56,000	
	就労継続支援A型		56,000	
	就労継続支援B型		56,000	
	就労定着支援		56,000	
	就労選択支援		56,000	
障害児	放課後等デイサービス		56,000	
	児童発達支援		56,000	
	医療型児童発達支援		56,000	
IV. 短期入所	短期入所（医療型）		56,000	
	短期入所（福祉型）		56,000	
V. 療養介護	療養介護		56,000	
VI. 自立生活援助	自立生活援助		56,000	
VII. グループホーム	共同生活援助（GH）		112,000	棟数単位
VIII. 相談支援	計画相談支援		56,000	
	障害児相談支援		56,000	
	地域移行支援		56,000	
	地域定着支援		56,000	

（注）1 原則、公立の施設等を除く

2 令和7年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（介護保険施設・老人福祉施設等分）支給要綱の規定により応援金の支給を申請した施設等を除く